

掲示用

STOP 熱中症

熱中症対策が 義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上
または、気温31度以上の環境下



※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認



連続1時間以上または、1日4時間
を超えて実施が見込まれる作業



※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人
全日本トラック協会